

発議第3号

富士市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月12日提出

提出者（富士市議会議員）	山	下	いづみ
賛成者（富士市議会議員）	一	条	義 浩
”（ ” ）	下	田	良 秀
”（ ” ）	望	月	昇
”（ ” ）	杉	山	諭
”（ ” ）	笠	井	浩
”（ ” ）	稲	葉	寿 利

富士市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年富士市議会条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第2項第3号中「いう」を「含む」に改め、同条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。



令和7年3月12日

富士市議会

議長 小池 智明 様

提出者（富士市議会議員）	山 下 いくみ
賛成者（富士市議会議員）	一 条 義 浩
”（ ” ）	下 田 良 秀
”（ ” ）	望 月 昇
”（ ” ）	杉 山 諭
”（ ” ）	笠 井 浩
”（ ” ）	稲 葉 寿 利

富士市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律等の施行、及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する。